

15. Dec 2011

るのではないかと考えており、国体開催に伴う公共宿泊施設の整備については、現在は考えていない。

**問 今後のスポーツ選手育成支援について**

答 現在、町独自の育成や支援策は考えていないが、県やスポーツ団体と連携し、選手の育成強化を支援していきたいと考えている。

**◆横山 二郎 議員**

**【小中学校における**

**食育教育の実態について】**

**問 小中学校での食育について**

答 生活調べ等による朝食の摂取状況の把握と個別指導を、随時行っている。また、学校教育活動の中で、偏食や食べ残しの問題をテーマにバランスの取れた食事の重要性や、朝食の欠食、食事マナーやエチケット等をテーマに、望ましい生活習慣を身に付ける必要性などを指導している。

さらに、それぞれの学校で全校児童を対象に青空クッキング、自作弁当の取り組み、北宇和高校生とのパンづくりに交流など、特色ある取り組みにより食育を推進している。

また「食育だより」などによる情報提供、啓発活動、給食試食会や親子料理教室の開催などを通じ、子どもの食について保護者が考える機会を提供し、食に関する正しい知識を持ってもらえるよう努めている。その他、各地区公民館や地域の人の協力を得て、サツマイモや米づくり、食品の加工、交流給食、クッキング教室など、家庭と地域との連携によるさまざまな取り組みを

行い、食育の推進を図っている。

**【自然災害、山地崩落危険箇所について】**

**問 山地崩落危険箇所の実態について**

答 急傾斜地崩壊危険箇所は町内で201箇所あり、そのうち人家が5戸以上または公共的建物がある箇所としては30箇所となっている。

また、地すべり危険箇所については、町内で10箇所となっている。

**問 被害の現状や緊急対応策について**

答 今年度は雨の多い年となったが、本町でも6月下旬の梅雨前線豪雨、7月中旬の台風6号、9月下旬の台風15号による集中豪雨によって、河川・道路施設を中心に被害が発生している。

これらの被害の状況は、河川・道路等の公共土木施設が13件、農地・水路等の農業用施設が5件、林道施設が3件で、被害総額は6,396万円となった。そのうち、山地崩落としては、台風15号による町道奈良内深田線ほか町道4路線、林道1路線であった。

それらの被災後の対応としては、現場を直ちに調査し、それぞれ緊急に崩土を除去し通行の確保を図っているが、町道奈良内深田線奈良トンネル下の崩落箇所については、山側斜面に数多くの割れ目が見られるため、降雨が崩壊面に浸透しないようシートを被せるなどの対応をした。しかし、なお崩落の危険性があるため現在通行制限を行っている。

本格復旧については、父野川中地区藤川林道崩落箇所とともに災害復旧工事により早期復旧を図ることとしている。

人家の裏山が崩落したものは、国連地区で1箇所発生している。幸い住宅への土砂侵入はなく、崩落した土砂は排土されているが、緊急のかけ崩れ防災対策事業として県の採択を受けたので、年度内に事業を完成させる見通しである。

**問 その他崩落外の自然災害の危険について**

答 その他としては土石流がある。土石流危険渓流は町内で312箇所にも及ぶ。人家が集中している溪流については、砂防ダム等の施工を県に申請し、土砂災害防止対策を進めている。

林地が崩落した場合については、崩落森林が保安林であり、かつ民家、公共施設などの保全施設が存在する場合は「治山事業」により崩落箇所の修復・保全を実施することになる。林地崩落は谷沿いに集中することから、本町では林地荒廃防止事業に積極的に取り組み、谷止工などの工事を実施している。

平成23年度においては、山留よう壁工を北川地区で1箇所、谷止工を町内で4箇所実施することとしている。その他、旧等妙寺跡の町有林が崩落し、一部遺跡に被害が及んでおり、その対策については、生涯教育課が県と対応を検討しているところである。

林地崩落については、崩落危険箇所を事前に把握することは技術的にも非常に困難であり、現在のところ特定できる状況に至っていない。

**【愛ラブ広見川環境フォーラムについて】**

問 広見川の浄化について

答 水田による濁水問題については、平

成21年度に愛媛県、宇和島市、松野町、鬼北町、農協、農業団体代表者等で構成される「広見川等農業排水対策協議会」を立ち上げ、対策を講じている。

濁水の流出は環境面だけでなく、栽培技術の面からも問題であるので、町内放送等により農業濁水の流出防止について、濁水流出防止板の利用や浅水での代掻きの励行等について啓発・広報を行うとともに、現地調査や農家への意識調査などを行っている。

また、水質の浄化では、合併浄化槽やえひめA1-1の普及活動をさらに推進するとともに「鬼北町四万十川流域の河川をきれいにする条例」の基本方針に基づき、行政、事業所および流域住民が一体となって、水質汚濁の発生源対策に取り組んでいく所存である。

**【道路拡張に係るトラブル処理について】**

**問 トラブルに対する対応について**

答 道路路幅など町道改良については、生活道としてだけでなく、災害時の緊急避難路等としての価値もあり、町のインフラ整備の中でも非常に公共性の高いものであるため、計画的に事業の推進に努めているところである。

そのような中、町道の一部には道路用地取得の交渉を繰り返したが折り合いがつかず、地権者との契約が不成立となり、部分的に路幅や曲線部の改良ができていない路線が存在している。

このような箇所は、安全性や特に緊急時の円滑な通行に支障があることも予想されるので、今後も引き続き地権者や地元地区の皆さんの格別のご理解ご協力をお願いしていきたいと考えている。